

海上演習、航路標識の異常等、**船舶の安全のため緊急に知らせる必要のある情報を航行警報として提供。**

## SOLAS条約

(1974年海上における人命の安全のための国際条約)

(Internation Convention for the Safety of Life at Sea, 1974)

### 第V章 航行の安全 第4規則 航行警報

各締約政府は、信頼できる情報源から危険通報を受けた場合には、直ちにこれを関係者に知らせ、他の関係する政府に伝えるために、あらゆる必要な措置を講ずること※。

※業務の実施にあたっては、

「IHO/IMO世界航行警報業務基本文書」を参照



#### ◆ IHO/IMO 世界航行警報業務基本文書

○放送すべき事項としては、次のものが例示されている

- ・主要な航路及びその付近の危険な沈船
- ・主要な航路標識の重大な変化
- ・航海の安全に影響を及ぼす特殊な作業  
(例) 海上演習、ミサイル発射、宇宙飛行、核実験等

#### ◆ 航行警報の種別

##### ○ NAVAREA警報 (NAVAREA航行警報)

- ・世界を21の区域に分け、各区域の調整者が大洋を航行する船舶に情報を提供 (**我が国はXI区域の調整国**)

##### ○ 沿岸警報 (NAVTEX航行警報)

- ・各国が沿岸域の情報を提供 (我が国は距岸約300海里)

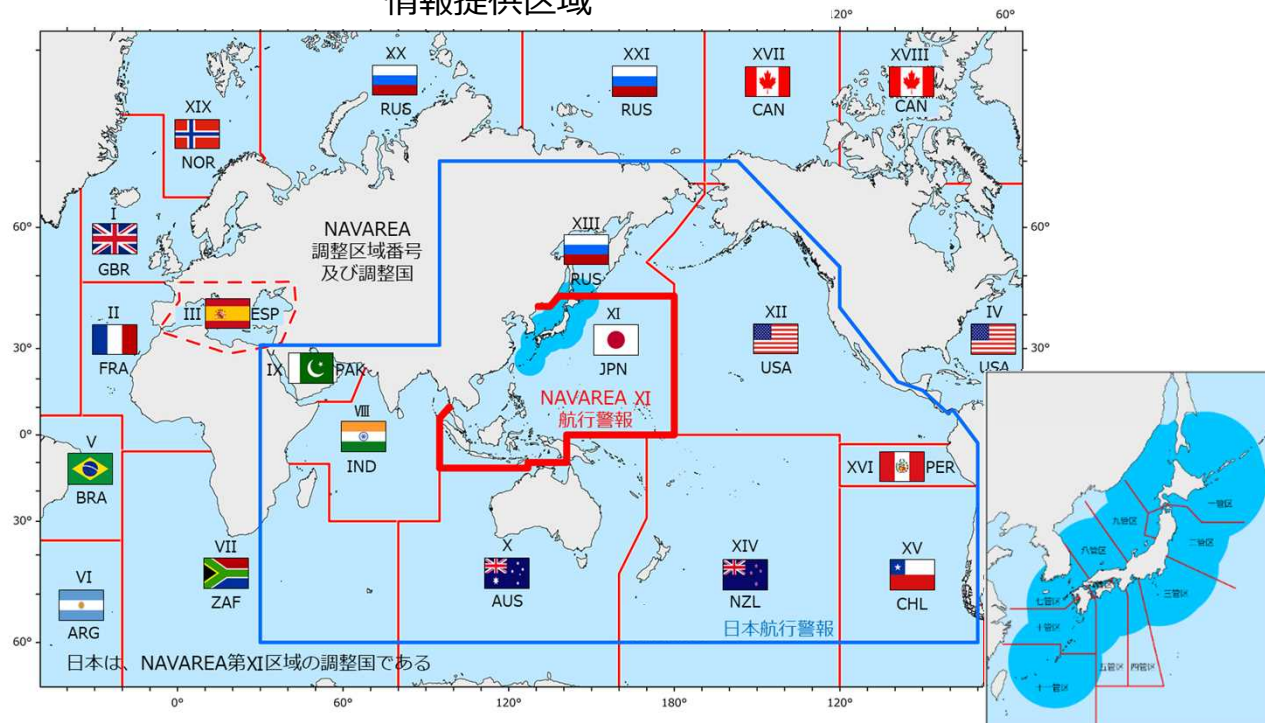
##### ○ 局地警報 (地域航行警報)

- ・沿岸警報を補足するもので、港湾を含む沿岸水域内の詳細な情報を提供

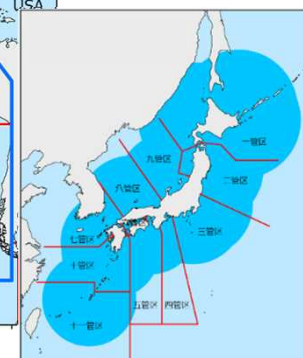
##### ○ 我が国独自 (日本航行警報)

- ・海上保安庁法に基づき、太平洋、インド洋および周辺海域を航行する日本船舶に向けて日本語で情報を提供

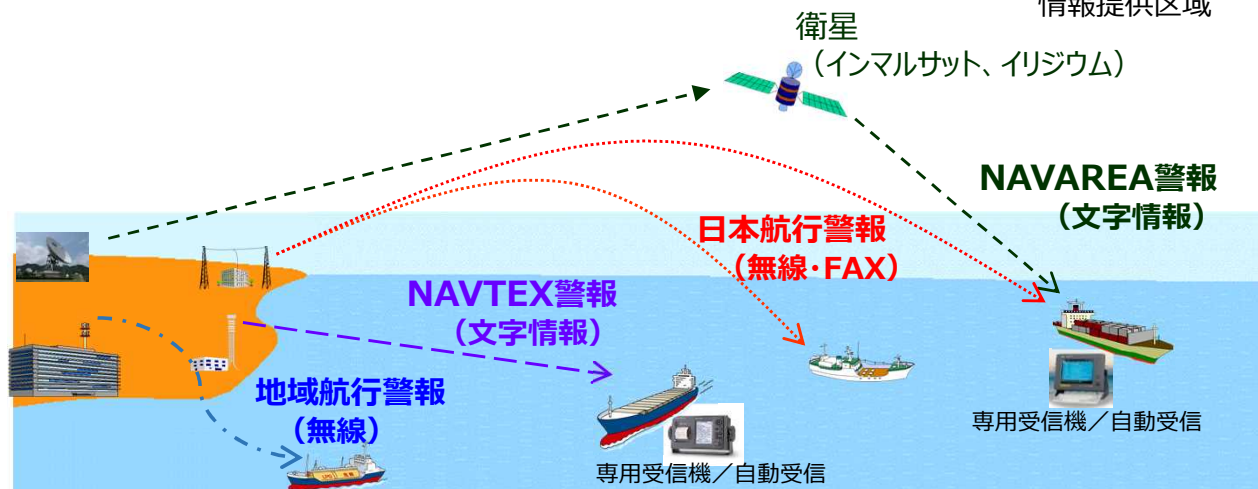
NAVAREA航行警報・日本航行警報  
情報提供区域



日本は、NAVAREA第XI区域の調整国である



NAVTEX航行警報  
情報提供区域



## ○日本航行警報

- 海上保安庁法に基づき、太平洋、インド洋および周辺海域を航行する日本船舶に向けて日本語で情報を提供

## ○調査内容

- 運航等を管理する船舶の実態（大まかな海域など）
- 日本航行警報の利用実態（入手方法、関係者への情報共有方法、他機関への提供）  
（参考としての調査）
- NAVAREA XI区域以外におけるMSI情報の入手方法（特に漁業関係者）
- 運航等を管理する船舶におけるイリジウム受信機の搭載状況

NAVAREA航行警報・日本航行警報  
情報提供区域

